

警察点検規範施行細則の制定について（例規甲）

平成14年 9 月 30 日
兵警教例規甲第24号

警察点検規範施行細則を下記のように定め、平成14年10月 1 日から実施する。

記

1 趣旨

この要領は、警察点検規範（昭和29年警察庁訓令第12号。以下「規範」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 実施回数

- (1) 規範第 6 条に規定する警察署以外の部署における通常点検の実施回数は、月 1 回以上とする。
- (2) 規範第14条第 1 項に規定する特別点検の実施回数は、月 1 回以上とする。
- (3) 規範第21条に規定する物品点検の実施回数は、年 2 回以上とする。